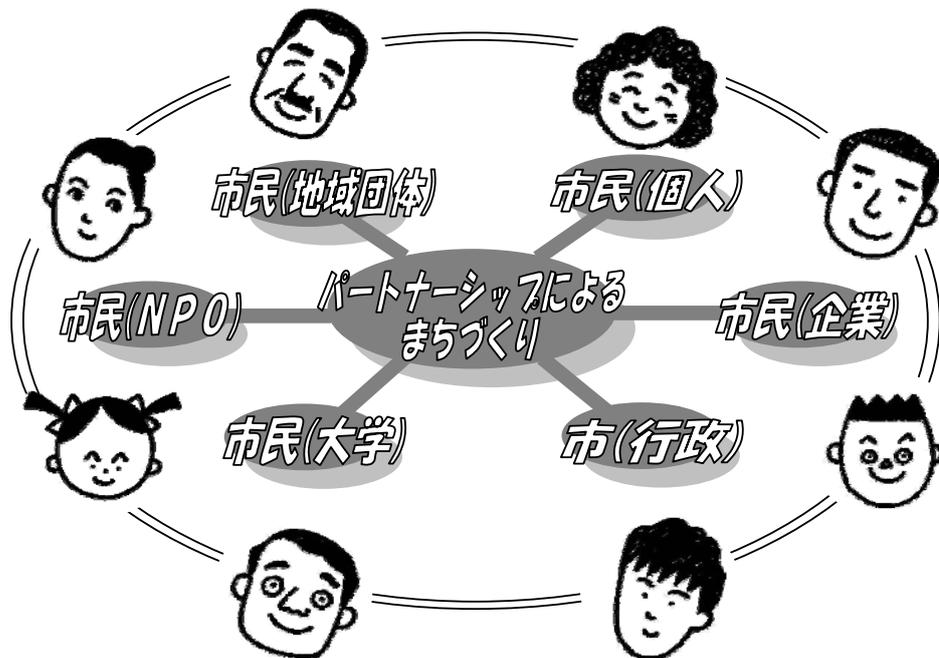


みんなで担う まちづくり

…さがみはらパートナーシップ推進指針…
〈ダイジェスト版〉



定義

この指針における用語の定義は次のとおりです。

- 「市民」とは、個人や地域団体、NPO、企業などこれからの相模原のまちづくりを担う可能性をもつ全ての主体のことです。
- 「市民活動」とは、より豊かでゆとりのある地域社会の形成をめざし、市民が自発的、積極的に公共の役割を果たそうとする活動のことです。
- 「市」（「自治体」と同義）とは、市民を構成員として、市民の信託に基づいて自治権を行使する団体のことです。
- 「パートナーシップ」とは、同じ目的に向かって、役割分担をしながら協働を進めることです。

パートナーシップのパターンは、手をつなぐ相手によって千差万別です。一般的には、「市民（個人）と行政のパートナーシップ」とよく言われますが、活動の中身や目的によって、「市民（大学）と市民（企業）」「市民（地域団体）と市民（NPO）」「市民（個人）と市民（個人）」など。

背景

この指針は、次のような社会的な背景を踏まえて、策定されています。

- 社会経済情勢の変化に伴って、「持続的発展が可能な地域社会」の実現が求められていること。
- 「特定非営利活動促進法」の施行を契機に、自発的な意思に基づいた市民活動が活発化していること。
- 「地方分権推進一括法」の施行により国と自治体の関係が見直されるとともに、市民自治の拡充や市民の自己決定権の確保等、市民への分権の推進が求められていること。
- 持続的発展が可能な市民社会の創造には、市民自ら考え、共に行動し、参加する新しいまちづくりに取り組む必要があること。

課題

この指針では、現状を分析し、パートナーシップの課題を次のようにとらえています。

- 地域コミュニティの課題
 - * 地域の暮らしを支える担い手としての自治会の一層の活性化
 - * 地域課題の解決やまちづくりの支援のための学習機会の提供
 - * 地域における団体やグループの枠を超えた連携、協力とその仕組みづくり
- NPO、大学、企業などによる地域活動の課題
 - * 団体間のネットワークづくりを支援する中間支援組織・機能の構築
 - * NPO団体等に対する市の積極的な支援
 - * 企業や大学による市民社会の一員としてのまちづくりへの貢献
- 市政運営に対する市民参加の課題
 - * 施策の企画・立案段階における市民参加機会の拡充。
 - * 施策の実施・管理段階における市民参加機会の構築と新たなルールづくり
 - * 施策の評価段階における公開型の行政評価の仕組みづくり

目標

この指針では、めざすべき目標を次のように掲げています。

「自己決定・自己責任の原則」を基本とし、市民相互が各々を認め合い、各々の責任を果たしながら、協力、連携、補完し合うなど、パートナーシップを構築することにより、皆で担う市民社会の実現をめざします。

基本方針

(1) パートナーシップの原則

皆で担う市民社会を創造するため、次のパートナーシップの原則により行動します。

- | | |
|-----------|-----------|
| ① 自立の原則 | ⑤ 目標共有の原則 |
| ② 対等の原則 | ⑥ 公開の原則 |
| ③ 相互理解の原則 | ⑦ 説明責任の原則 |
| ④ 役割合意の原則 | |

(2) 市の責務

パートナーシップによるまちづくりを進めるため、市は、専門性を高め、必要な施策の総合的かつ計画的な推進に努めます。

(3) 市民の責務

市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、公共サービスの水準と費用負担のバランスを自らに問うとともに、地域活動や社会貢献活動に取り組むなど、パートナーシップによるまちづくりへの積極的な参加に努めます。

(4) 公共サービスの担い手

皆で担う市民社会において、市は役割を明確にし、効果的で質の高い公共サービスを提供します。市民もまた、地域社会の一員として公共サービスの担い手となり、主体的に課題解決に取り組むなど、自主的な活動を進めます。

(5) 市政運営への市民参加の拡充

市政運営において、計画、実施、評価の段階などの場面で、より多くの市民が市政に参加できるよう、新たな仕組みづくりや手法の導入など、市民参加の拡充に取り組みます。

(6) 実践の積み重ねによるパートナーシップの構築

パートナーシップの原則や手法を理解し、自らのものとすることができるよう、様々な機会を捉え、実践を通じた体験の積み重ねに取り組みます。

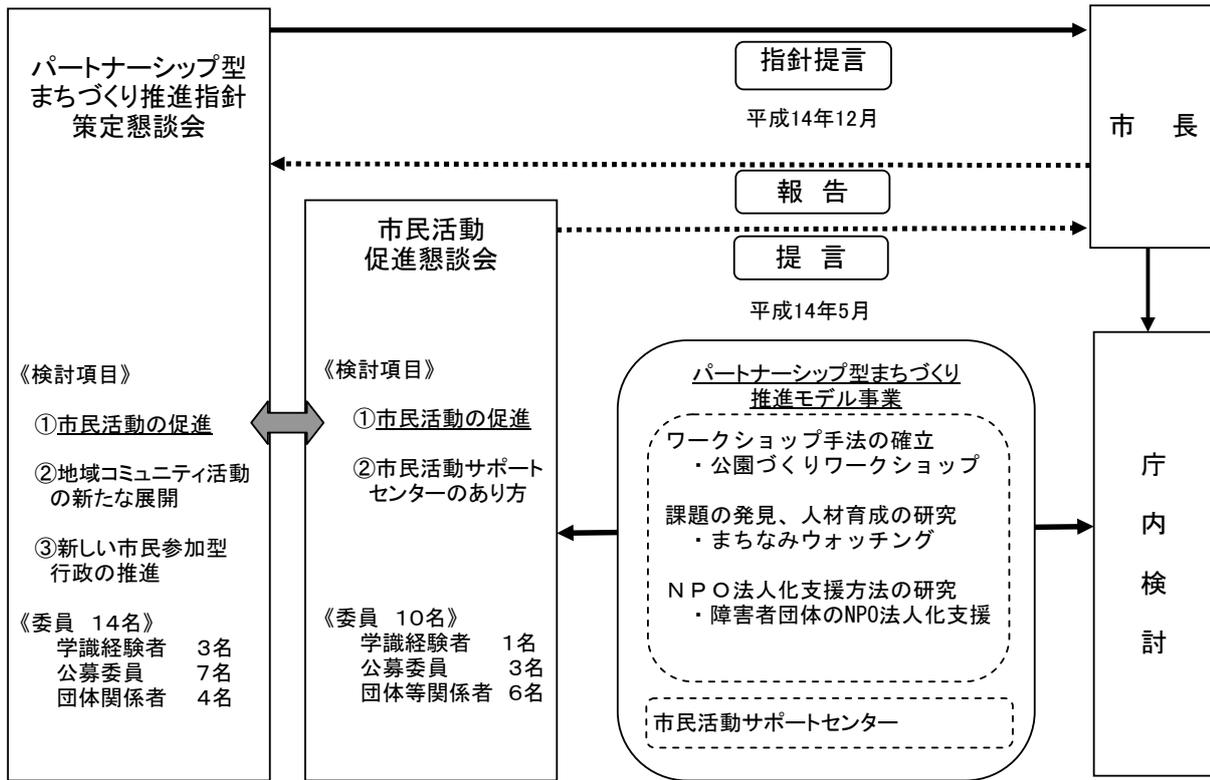
(7) ルール化による基盤の整備

パートナーシップによるまちづくりを揺ぎないものとするため、パートナーシップに関わる仕組みや方法についてルール化を図るとともに、推進体制の整備など環境づくりに努めます。

(8) 都市内分権の推進

市民の自主的なまちづくりを活発化するため、計画や実施、評価などが可能な限り市民の身近なところで行われるシステムを構築するとともに、市民相互が協働して、主体的に課題解決に取り組める仕組みづくりに努めます。

指針策定の枠組み



幅広い市民意見の聴取

- ・市民電子会議室
- ・タウンミーティング
- ・パブリック・コメント

推進にあたって

この指針の推進にあたっては、次のような体制を構築します。

皆で担う市民社会の創造に向け、「指針」の迅速かつ的確な運用を図るとともに、「指針」に基づく取り組みについて検証し、施策やルールを見直します。このため、パートナーシップの推進に関する中心的な組織として、市民主体による「さがみはらパートナーシップ市民委員会」を設置するとともに、庁内組織を整備し、パートナーシップによるまちづくりの一層の推進に努めます。



施策の基本的な方向と推進方策

(1) パートナーシップ意識の普及、啓発

- パートナーシップ推進指針の周知と、パートナーシップによるまちづくりの機会の充実・情報の提供
- 地域団体との連携や公民館等の活用による、パートナーシップ意識の普及・啓発
- 学校教育におけるパートナーシップ意識の醸成
- コミュニケーション技術等のパートナーシップ手法の研修や研究・開発
- 全ての階層の市職員を対象としたパートナーシップに関する研修の実施

(2) 市政への市民参加の拡充

- 市政モニター制度や市政懇談会など既存の広聴制度の見直し及びインターネットの活用など新たな手法による幅広い市民意見の集約
- 問題提起型など、創意工夫による積極的な市政情報の提供
- 審議会・懇談会等の公開の推進とタウンミーティングなど新たな手法の導入
- 事業へのワークショップ手法の導入など、市民の参加機会の拡充
- 市政運営に関する説明責任を果たすパブリックコメント制度の導入
- 市民による行政評価の実施など、市政の評価段階への市民参加の推進
- まちづくりを市民とともに研究する「さがみはら都市みらい研究所」の創設

(3) 市民活動を推進するための環境づくり

- さがみはら市民活動サポートセンターの情報収集・発信機能の充実
- まちかど講座など、行政の現状や、専門的知識に関する市民の学習の機会の拡充
- パートナーシップに関するリーダー養成などの人材育成及び人材バンクの創設などによる人材派遣の仕組みづくり
- ボランティア休暇の活用など、企業等における市民活動支援の環境づくり
- 個性豊かな地域づくりを支援する市民活動の拠点としての出張所機能の見直し
- 市民や大学、企業、NPO、行政などの交流、連携を促進するための拠点の整備
- 効率性、公平性、将来性等の観点に基づく市民活動に対する補助金等の見直し
- NPO法人の活動支援のための、市税に対する優遇制度の創設
- 個人、団体、企業など、市民によるパートナーシップファンドの創設の支援
- NPO法人等による市事業への参画機会の拡大
- 新たな価値の創造に向けた、市民、大学、企業、NPO等様々な主体の連携・交流の強化に必要な仕組みづくり
- 地域における、市民の主体的な課題解決の場の設置
- 市民と市との合意に基づき、身近な公共施設の管理を行うアダプト制度の導入
- 地域における課題解決のための自治会活動の活性化など、地域活動の充実